

大郷地区避難場所等検討調査業務公募型プロポーザル  
質問回答書

No.	資料名及びページ番号	質問	回答
1	実施要領 P4	4「提案を求めるもの（審査対象等）」の4行目に「また、避難場所等に付加する機能についても今後検討していく予定である。」と記載がありますが、本業務の対象外（次業務による検討）と理解してよろしいでしょうか。	避難場所等に付加する機能の検討については、本業務の対象外です。本業務の実施以降、地元や庁内関係課との調整を行う必要があるため、当該検討プロセスもロードマップの中に入れてご提案をお願いします。
2	実施要領 P5	企画提案書の補足資料がある場合は、任意の様式で作成し、同部数を提出することとなっておりますが、補足資料は企画提案書4枚以内には含まれない理解でよろしいでしょうか。	補足資料は、企画提案書には含まれません。ただし、あくまで企画提案書の内容を補完・補足するものに限りです。なお、企画提案書の提出方法について、以下のとおり実施要領を一部変更します。実施要領5ページ目、「7(3)② 提出書類及び提出方法」に記載している、提出書類の提出部数について、「10部、提出書類のデータを保存したCD-R又はDVD-R 1枚」を、「10部（正本1部、副本9部）、提出書類（正本・副本それぞれ）のデータを保存したCD-R又はDVD-R 1枚」に変更させていただきます。副本には提案事業者の個人・法人名、個人・法人名がわかるブランドやロゴマーク等は記載しないものとします。
3	実施要領 P6	②プレゼンテーション審査 エ説明要領の「プレゼンテーション時の追加資料は認めない。」と記載がございますが、事前に提出する企画提案書のみ利用してのプレゼンテーションを実施する認識でいいでしょうか。それとも、補足資料の利用も可能でしょうか。ご教示ください。	プレゼンテーション時に補足資料を利用し説明することも可能です。ただし、実施要領で定める企画提案書等の提出期限までに提出のあったものに限り、あくまで企画提案書の内容を補完・補足するために利用できるものとします。
4	仕様書 P3	2 業務内容(7)報告書等の作成内で示されている、庁内会議用資料についてですが、「作成時期は監督員の指示による」と記載がございます。現時点で想定されている時期はございますでしょうか。	現時点では、令和7年1月末までに一度業務の経過報告をまとめていただく想定です。そのほか、議会報告や予算要求、地元との打合せ等、タイミングに応じ、本業務の進捗を見ながら指示する場合があります。